

「北海道産牛肉」の統一名称表示に係るQ & A

平成29年 3月現在

問1 統一名称とは何を目的にしているのか

答 北海道は、全国でも肉牛の飼養頭数が多く、道内だと畜・加工される牛肉の9割以上が乳用種・交雑種の牛肉となっていますが、今後、日豪EPAやTPP発効により輸入牛肉の価格が低下すると、肉質で競合する乳用種・交雑種牛肉の価格の低下が懸念され、北海道の牛肉生産に大きな影響が出るのが想定されます。

このため、北海道・生産者・農業団体・流通業者等の関係者が一体となり、乳用種・交雑種牛肉の安定した販売に向け、統一した名称によるブランド化を図るため、統一名称を定めたところです。

この統一名称は、「北海道産牛肉」としました。

問2 統一名称（ロゴマーク）を使うための定義は何か

答 統一名称使用の対象となる「北海道産牛肉」の品種及び規格は次のとおりです。

- ①品種は乳用種及び乳用種を母とする交雑種の肥育牛であること。
- ②（公社）日本食肉格付協会枝肉取引規格「C-2」以上で、枝肉重量が300kg以上のものとする。ただし、若齢肥育で出荷する場合であり、かつ、ブランド牛肉として流通実態がある場合はこの限りではない。
- ③JAS法における原産地表示の考え方により「北海道」を使用できる原産地で生産された牛肉であり、北海道内だと畜されたもの。

上記の規格等をクリアした牛肉を販売・PRする場合に、「北海道産牛肉」としての統一名称（ロゴマーク）を表示することができます。

問3 「北海道産牛肉」の表示のロゴマークとは何か

答 「北海道産牛肉」の品種及び規格を備えた牛肉を流通する際に表示できるデザインのことです。

PRに活用することや、ダンボール・小売りパックなどにマークを表示することにより、ブランド力の向上を進めるものです。

問4 統一名称（ロゴマーク）は誰でも使えるのか

答 「北海道産牛肉」の品種や規格を備えた牛肉を販売する流通事業者や、牛肉の消費拡大事業を実施する北海道内の農業団体などが使用できます。使用にあたっては実施要領に基づく「統一名称使用申請書」を北海道農政部畜産振興課に事前に提出してください。

問5 統一名称（ロゴマーク）を使うための条件は何か

答 使用にあたっては次の点に留意してください

①「北海道産牛肉」の品種や規格を備えた牛肉の販売や消費拡大の取組であること。

[取組例]

- ・卸売業者から小売店へ販売する際のダンボール箱・包装資材への貼付など
- ・消費者へ販売する際のトレーなどの精肉パック表示、PR資材への活用など
- ・外食産業の店頭での表示など
- ・農業関係団体が実施する消費拡大事業等でのPR活用など

②統一名称（ロゴマーク）を利用する者は、その利用開始2ヶ月前までに使用申請書を提出すること。

③統一名称（ロゴマーク）の4月から9月までの使用実績を10月末まで、10月から翌3月までの使用実績を4月末までに報告すること。報告内容は次のとおり。

- ・使用者名、住所・所在地、連絡先

申請している事業者や団体等の基本情報を記入してください。

- ・使用及び表示の方法

どのようなものにどのような表示をしたのかと併せて使用枚数を記入してください。

- ・主な使用対象

統一名称（ロゴマーク）を活用した利用先を記入してください。

なお、食肉卸で、取引先の小売店等からの申請書を取りまとめて同時に申請している場合は、使用実績の報告を取りまとめることができます。

問6 統一名称（ロゴマーク）は条件を備えたものにすべて表示しないといけないのか

答 ロゴマークの表示は、あくまでも事業者の取組として行うものであり、表示の意思決定は事業者の判断で実施してください。なお、流通上のトラブルや履歴確認の煩雑さから、できる限り条件を備えた牛肉すべてに表示することをお勧めします。

問7 統一名称（ロゴマーク）を使用するための手続きはどのようになるのか

答 実施要領に基づく「統一名称使用申請書」を、その利用を開始する2ヶ月前までに北海道農政部畜産振興課に提出してください。申請書への記入内容は次のとおりです。なお、食肉卸の場合は、取引先の小売店等からの「統一名称使用申請書」を取りまとめた上で、同時に申請することができるものとします。

①使用者名、住所・所在地、連絡先

申請する事業者や団体等の基本情報を記入してください。

②使用目的

統一名称（ロゴマーク）を使用する目的を記入してください。

③使用及び表示の方法

どのようなものにどのような表示をするのかを記入してください。

④使用開始時期

いつから使用する予定なのかを記入してください。

⑤主な使用対象

統一名称（ロゴマーク）を活用した利用先を記入してください。

問8 統一名称（ロゴマーク）の使用には料金がかかるのか

答 基本的に使用料はかかりません。

問9 統一名称（ロゴマーク）を印刷する場合、印刷経費は誰が負担するのか

答 統一名称（ロゴマーク）を利用する事業者の負担となります。

問10 統一名称（ロゴマーク）の印刷用データを入手したいが

答 「統一名称使用申請書」を提出していただき、内容を確認した後、北海道農政部畜産振興課よりデータを配布します。

（基本的にデータは電子媒体でお渡しします。食肉卸が取引先の申請を取りまとめている場合は、申請書に記載のある事業者を利用することを認めています。）

問11 既に地域ブランドに取り組んでいる場合、そちらの表示はどうなるのか

答 地域ブランドを否定するものではありません。地域ブランドとの併記は可能ですので、ご検討をお願いします。

問12 統一名称（ロゴマーク）はどのように利用することを想定しているのか

答 各事業者における商品やPR用資材などに表示することを想定しています。表示の例は次のとおりです。

- ・卸売業者：小売店への流通用ダンボール箱に貼付など
- ・小売業者：店頭販売での商品パック、売り場での宣伝用POPやポスター、広告用チラシなど
- ・飲食店等：店内で使用するメニュー表やPOP、ポスターなど
- ・関係団体：消費拡大用資材での活用など

問13 統一名称（ロゴマーク）を使ってはいけないケースはあるのか

答 次の場合は統一名称（ロゴマーク）を使用することはできません。

- ・消費者に誤認を与えるような表示
（「北海道産牛肉」を使用していない製品・加工品などへの表示）
- ・利用履歴を証明できない商品への利用
- ・北海道産牛肉の信用又は品位を害すると認められる利用
- ・特定の政治活動や宗教活動での利用
- ・公序良俗に反する利用

なお、不適切な表示を行った場合は、利用の中止・報告を求めることがあるとともに、違反事実を道のホームページで公開することがあります。

表示方法で疑問や確認事項がある場合は、北海道農政部畜産振興課に照会してください。

問14 表示にあたって統一名称（ロゴマーク）の表示を少し変えたいがよいか

答 商標登録することとしており、形を変えることは認めていません。デザインや字体の変更も同様です。

なお、色は要領別紙のカラーを基本としますが、1色刷りでダンボール等に印刷する場合は、単色も可とします。

問15 統一名称（ロゴマーク）は加工品にも使用できるか

答 加工品等への表示は次のとおりとします。

①加工原料として「北海道産牛肉」を使用している製品に統一名称（ロゴマーク）を活用する場合は、牛肉利用総量の割合が一番多く利用されている場合に限りこれを認めますが、第三者に客観的に証明できる書類を5年間保存するとともに、求めに応じてこれを公開しなければなりません。

②外食産業において「北海道産牛肉」を使用した料理などを提供している場合は、そのメニューが通年で提供されている場合に限りこれを認めますが、第三者に客観的に証明できる書類を5年間保存するとともに、求めに応じてこれを公開しなければなりません。

問16 統一名称（ロゴマーク）の不適切な利用のチェック体制は

答 不適切な利用に対しては次のとおり対応します。

①統一名称の使用申請者は道または食肉卸（取引先の小売店等に限る）の調査に協力することとしています。

②このため道は、第三者からの通報などにより、必要に応じて使用申請者に立入り、帳簿、書類などを調査した上で適切な表示に努めるよう、指導することとしています。